

第5章 国内外貨建債券取引約款の一部改定について

令和2年7月13日改正
いちよし証券株式会社
(下線部分変更)

新	旧
第1条 (現行のとおり)	第1条 (省 略)
第2条 (受渡期日) 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>3営業日目</u> とします。	第2条 (受渡期日) 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>4営業日目</u> とします。
第3条～第6条 (現行のとおり)	第3条～第6条 (省 略)
第7条 (諸報告書等) <u>当社は国内外貨建債券の取引に関し当社が申込者あて交付する取引残高報告書その他諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取り扱うことができるものとします。</u>	(新 設)
第8条 (免責事項) <u>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。</u> <u>(2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。</u>	(新 設)
第9条 (約款の変更) <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u>	(新 設)